

創業等チャレンジ支援事業補助金

新たに事業等にチャレンジする人を支援し、町内経済の活性化と新たな雇用機会を創出し、人材の移住並びに地域定着を図るため、予算の範囲内において補助するもの。

事業内容

町内に主たる事業所を置き、事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合又は、個人が新たに会社を設立し、新たに設立された会社が事業を継続する場合に係る経費に対して補助する。

補助対象経費

・商業登記費

商号登記、法人登記にかかる申請に要する費用

補助上限 30 万円以内

・事業所の整備費及びその他の経費

事業所の建設、改修、設計にかかる経費、機械装置及び器具の購入、事業に必要な備品（1年以上継続して使用できるもの）の購入費用、外部専門家の助言指導等、デザイン費用、その他事業立ち上げに必要な外注費等、パンフレット等の印刷製本費、ホームページ作成等の費用等の広告宣伝費

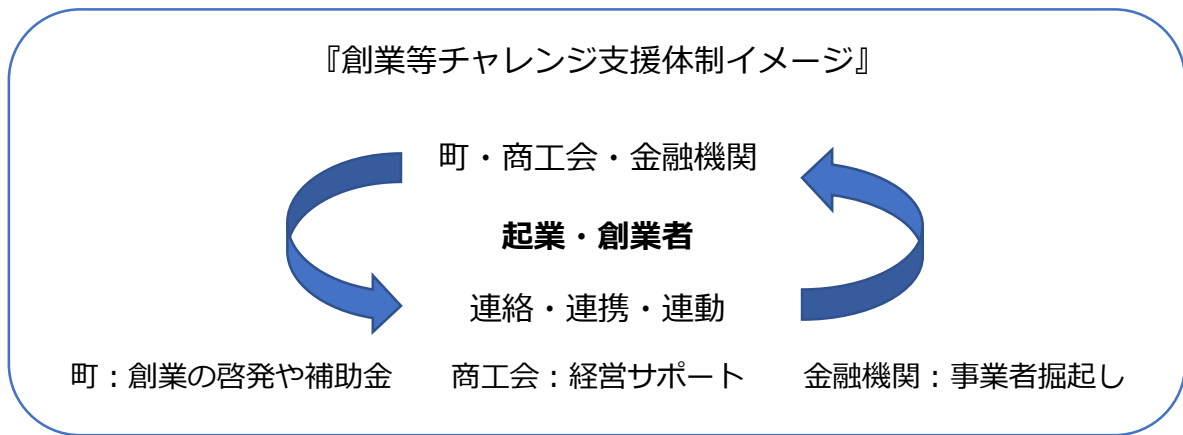
補助率 1/2 以内 補助上限 100 万円

補助対象者

補助対象者については、お問い合わせください。（農林漁業、福祉関係、介護事業は対象外）

事業状況報告

補助事業等の完了した日の属する 会計年度の終了後 5 年間、毎年度の状況について、様式第 13 号に必要な書類を添えて町長へ報告する こととする。（確定申告書、決算書等を添付する）



- 様式第 1 号 創業等チャレンジ支援事業補助金交付申請書
- 様式第 2 号 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）
- 様式第 3 号 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）
- 様式第 4 号 同意書
- 様式第 6 号 創業等チャレンジ支援事業計画変更等承認申請書
- 様式第 8 号 創業等チャレンジ支援事業補助金実績報告書
- 様式第 10 号 創業等チャレンジ支援事業補助金請求書
- 様式第 13 号 創業等チャレンジ支援事業補助金状況報告書

様式は井川町ホームページからダウンロードできます。
（ホームページ下部「分野別暮らし・手続き」の欄→「産業振興」→「創業等支援事業補助金について」）

また、役場産業課産業振興班に備えつけてあります。

～補助金活用をご検討される方は、お気軽にご相談ください～

創業等チャレンジ支援事業補助金を活用した方へ

創業等チャレンジ支援事業補助金を活用された方は、事業終了した年度から5年間「創業等チャレンジ支援事業補助金状況報告書（様式第13号）」に必要な書類を添付して報告する必要があります。

■創業等チャレンジ支援事業補助金交付要綱より抜粋

(報告)

第14条 補助事業者は、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後5年間次に掲げる事項の毎年度の状況について、創業等チャレンジ支援事業補助金状況報告書（様式第13号）に必要な書類を添えて町長へ報告しなければならない。

- (1) 補助事業等の成果
- (2) 事業の内容
- (3) 雇用の状況
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、補助事業者に対し必要があると認めるときは、実地に調査することができる。

■提出する書類

- ①創業等チャレンジ支援事業補助金状況報告書 様式第13号
- ②事業の実績がわかる書類（確定申告書の写しなど）

※創業等チャレンジ支援事業補助金に関する様式は、井川町ホームページからダウンロードできます。（ホームページ下部「分野別 暮らし・手続き」の欄→「産業振興」→「創業等支援事業補助金について」）

書類の書き方や、その他ご不明なことがあれば、お気軽にお問い合わせください。

【井川町産業課 産業振興班】

電話 018-874-4418